

隅田八幡宮人物画像鏡銘小考

篠川 賢

はじめに

和歌山県橋本市の隅田八幡宮に伝えられる人物画像鏡(図1)。以下、隅田鏡と略記する)には、四字からなる銘文が記されている。隅田鏡に銘のあることは、すでに江戸時代から、『紀伊国名所図絵』『紀伊続風土記』などに紹介されていたが、銘文が学界で注目されるようになったのは、一九一四(大正三)年に、高橋健自氏の「在銘最古日本鏡」¹⁾が発表されてからである。高橋氏の示された釈文は次のとおりである。

癸未年八月日十六、壬年□弟王、在_ニ意柴沙加宮_ニ時、斯麻念長、奉_レ遣_ニ開中費直、穢人今州利二人等、取_ニ白上同_ニ二百早、作_ニ此鏡_一。

以来、釈読をめぐって多くの議論が重ねられているが、いまだ通説と呼べるような釈文は得られていない。²⁾したがって、この銘文を持つ隅田鏡が、どのような状況の下で製作されたかについても、共通し

た理解は得られていない。

一般に金石文の釈読にあたっては、個々の文字を確定していくことが、まず行わなければならない基本作業であり、隅田鏡銘の場合もそれは同じである。ただ、この銘文については、左右が逆になった文字（左文字）や、明らかに誤ったとみられる文字も含まれており、本来銘に記すべき文章（あるいは本来銘に記されていた文章）が、鏡を製作するにあたって正しく鑄出されなかった可能性も考慮しなければならぬ。

本稿では、釈読をめぐって議論の多い部分はひとまず措き、ほとんど異論のない部分の文章から、銘文全体の主旨を推測する、という作業から始めることにしたい。

一 銘文の主旨

銘文は図2のとおりであるが、議論の多い文字を□で示すと、その釈文は次のようになる。

癸未年八月十日壬午	12	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	
白上同二百□□此竟	40	41	42	43	44	45	46	47	48																														

第1字の「癸」は、文字そのものからすれば、文章の最後に置かれる「矣」の異体字とみるのが妥当

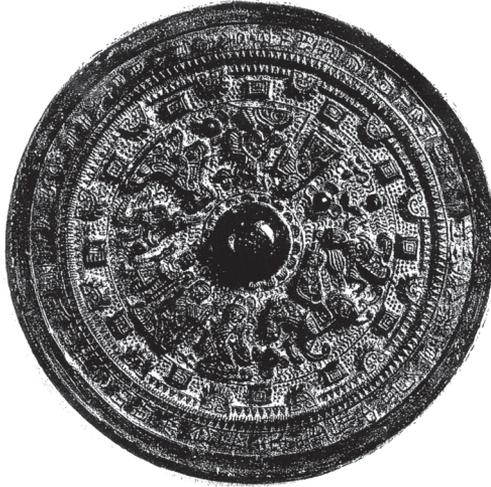


図1 隅田八幡宮所蔵人物画像鏡
 (『原色版国宝』1、毎日新聞社、一九六八年による)

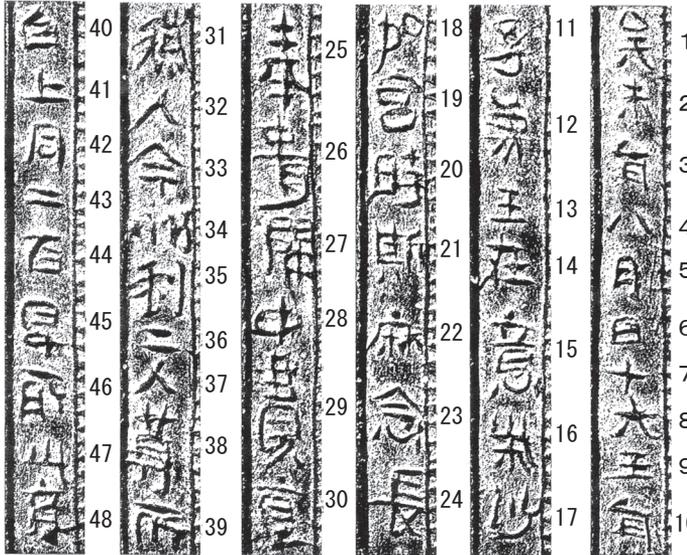


図2 同上銘文
 (同上、文字の右に付した数字は筆者が書き加えたものである)

である。しかし、銘文の始まりを示すとみられる「●」印が、その前に（最後の文字である第48字の「竟」と重なるようにして）記されており、文頭にある文字を「矣」とみることはできない。続いて「末年八月」とあることからすれば、第1字は、通説のとおり、「癸」と記すべきところを誤って「矣」と記したとみて間違いないであろう。干支が誤って記されているという点は、この鏡の製作状況を考える上で重要であるが、ここでは本来の銘文には「癸末年」とあつたと考えてよいことを確認しておきたい。

また、第15～18字の「意柴沙加」は「オシサカ」という地名を、第21～22字の「斯麻」は「シマ」という人名を、それぞれ漢字の音を借りて表記したものとみてよい。前者が大和の忍坂を指すことも間違いないであろう。倭語の固有名を漢字の音で表記する（しかも一字一音の原則で表記する）のは、埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣銘や、熊本県江田船山古墳出土大刀銘の場合も同様である。この隅田鏡の銘文において、ほかに倭語の固有名が記されているとするならば、それも、漢字の音（一字一音の原則）で表記されているとみなければならぬ。

なお、第26字は、「遣」の左文字であり、第42字の「同」と、第48字の「竟」は、それぞれ「銅」、「鏡」の省略形と考えてよい。また、第25字の「奉」については、「寿」と読む説もあるが、それは第24字と合わせて「長寿」という熟語になることに引かれた解釈であり、銘文の文字は明らかに「奉」である。この「奉」は、稲荷山鉄剣銘・江田船山大刀銘の「奉事」と通ずる表現といえよう。³⁾

右の諸点が認められるならば、釈読上異説の多い部分（□部分）を除いても、銘文の主旨は推測する

ことができる。それは、癸未年に、意柴沙加宮に在った王のもとに、斯麻が長く奉ずる（仕える）ことを念じて「□中費直穢人今州利」の二人を遣わし、この銅鏡を作らせた（あるいは、献じた）、というものである。銘文は、単に吉祥句を並べただけではなく、具体的な内容を有するものであり、その内容からすれば、この銘文の主人公は斯麻、鏡の製作主体も斯麻と考えるのが妥当である。稲荷山鉄剣銘の主人公がヲワケ、江田船山大刀銘の主人公がムリテであり、そのヲワケ・ムリテがそれぞれの剣・大刀の製作主体と考えられることと同様である。

また、銘文では、斯麻と、意柴沙加宮に在った王との関係が主題となっているのであり、その王は、倭王その人と解するのが自然である。第6〜12字の部分が全く読めなかったとしたら、おそらく誰もがそのように解釈したのであろう。第8字が「大」とも読め、第8〜9字で「大王」となり、第12字が「弟」とも読めることにより、意柴沙加宮にあった王を大王とは別の王とみて、大王の弟とする解釈や、「□弟」という名の王（やはり大王とは別の王）とする解釈が生じるのである。しかし銘文の主旨からすれば、意柴沙加宮は王宮（大王宮）であったとみるのが自然である。

銘文の主旨を、右のように理解した上で、個々の部分の解釈に進みたい。

二 「癸未年」

まず冒頭の「癸未年」であるが、これは通常考えられているとおり、この鏡が製作された（あるいは製作されて献上された）年を示しているとみてよいであろう。近年、中田興吉氏は、銘文には、「癸未年八月」「大王年」「在意柴沙加宮時」と、時間を示す語句が三つもあるとして、「癸未年」は、鏡の製作年代を指すのではなく、大王の即位した時を指すとの解釈を示された。⁵⁾しかし、第8～10字を「大王年」と読むことには異論もあり、「癸未年八月」と「在意柴沙加宮時」（そして鏡の製作時）が同じ時を指すと解して何ら問題はないであろう。

問題は、この「癸未年」が西暦にして何年にあたる癸未年かという点である。近年の考古学上の鏡の年代観からすると、それは五〇三年とみるのが妥当のようである。

この点を明快に論じているのは車崎正彦氏であるが、氏の所説を要約すると、おおよそ次のとおりである。

- ① 隅田鏡は神人歌舞画像鏡を原鏡として、それを模作した倭鏡である。
- ② 原鏡の神人歌舞画像鏡の同型鏡は、九枚以上が知られ、いずれも五世紀後半から六世紀前半造営の古墳から出土している。

③したがって、隅田鏡の原鏡となった神人歌舞画像鏡は、倭の五王の遣使朝献にもなつてもたらされた中国南朝宋代の踏み返し鏡の一つと考えるのが妥当である。

④また、隅田鏡の半円方形帯は神人歌舞画像鏡にはない紋様帯であり、隅田鏡の原鏡としては、神人歌舞画像鏡とは別のもう一枚が想定できる。

⑤その原鏡は、画紋帯四仏四獣鏡と考えられ、それを原鏡とした倭鏡には、奈良県當麻町の平林古墳出土の鏡をはじめとする一群の鏡（交互式神獣鏡）がある。

⑥それらを出土する古墳は、いずれも六世紀代の造営であり、「癸未年」は五〇三年にあたるとみるのが妥当である。

また、森下章司氏は、隅田鏡について、「製作時期については議論があつたものの、現在では古墳時代中期後半〜後期とみることでは意見は一致している。その時期に新たに中国からもたらされた鏡の文様を模倣して作られた日本製の鏡である」と述べ、さらに最近では、「銘を「癸未年」と読むことができるなら、五〇三年説がもっとも素直である。ただし近年は、古墳時代前期―中期前半の暦年代観が遡上しつつある。それにもなつて中期の年代幅に広がりが生じた場合、四四三年が相対年代の振幅の中に入ってくる可能性も注意される」と述べられている。⁸⁾

「癸未年」は、四四三年にあたる可能性も否定できないようであるが、銘文の解釈にあたっては、五〇三年の可能性が高いということを念頭に置いてよいと思う。

なお、隅田鏡については、原鏡の図像を正確に写していない稚拙な出来であるということにも注意しなければならぬ。これは、銘文の文字に誤りや左文字がみえ、その大きさも不揃いであるということと対応する現象と考えられる。このことを持つ意味については、最後に考えたい。

三 「斯麻」と「□中費直穢人今州利二人□」

次に、銘文の主人公である斯麻についてであるが、古くは、『日本書紀』神功皇后撰政四十六年条に登場する斯(志)摩宿禰にあてる説や、同じく四十七年四月条にみえる千熊長彦(同条の分注には、千熊長彦について「百濟記云三職麻那那加比跪_二者、蓋是歟」とある)にあてる説もあった。しかし、一九七一年に百濟の武寧王陵が発掘調査され、その墓誌銘に「百濟斯麻王」の表記のあることが知られてからは、銘文の斯麻を武寧王にあてる説が有力となった。

武寧王は、『三国史記』百濟本紀によれば、名を斯摩(あるいは隆)といい、牟大王(東城王)の第二子で、東城王が死去した年(五〇一)に即位し、二十三年(五二三)五月に死去したとある。墓誌銘にも「寧東大將軍百濟斯麻王、年六十二歳、癸卯年五月丙戌朔七日壬辰崩」とあり、両者の記述は一致している(癸卯年は五二三年にあたる)。また、『日本書紀』武烈四年是歳条には、この年(五〇二年)に嶋王が即位し、これを武寧王といったという記事がみえ、同条に引く『百濟新撰』にも、武寧王の諱

を「斯麻王」と記している。

隅田鏡銘文の斯麻が武寧王を指し、癸未年が五〇三年にあたるとすれば、即位後間もない武寧王が倭国に使いを送ったことになり、「斯麻」と「癸未年」は整合性を持つことになる。またこのように解釈するならば、「□中費直穢人今州利二人□」については、武寧王が百済から遣わした人物とみなければならぬ。

したがって、斯麻をどのような人物と考えるかという問題は、当然ではあるが、「□中費直穢人今州利二人□」をどのように解釈するかという問題と不可分である。

「□中費直」の「□」（第27字）については、従来、「開」と読み「開中」で「カフチ」と読む（すなわち倭の地名である河内を表記したものと解する）のが一般的であった。しかしそれは、文字そのものに基づくというよりは、『日本書紀』の欽明二年七月条の分注に、『百済本記』に曰くとして「加不至費直」の名がみえ、同一人物が同条や欽明五年二月条などに「河内直」と記されていることに基づくところが大きいといつてよい。またすでに指摘があるとおり、銘文の文字が「開中」であったとしても、それを「カフチ」（河内）と読むのは困難である。倭語の地名の「カフチ」を表記したものならば、それは「加不至」のような表記になつてしかるべきである。

第27字については、銘文の文字そのものとしては、近年、石和田秀幸氏が説かれたように、「歸」の異体字とみるのが妥当であろう。また「歸中」の「中」が地名に使用される場所を示す不読字であるこ

とも、石和田氏の説かれるとおりと考えられる。ただし氏が、「歸中」を倭の地名である紀（紀伊）を指すとし、「歸中費直」を紀直（キノアタヒ）と解される点には従えない。倭国内において、費直（直）という大王に仕えることを示す称号（カバネ）が成立するのは、六世紀の中頃以降と考えられ、それがアタヒと呼称されるようになるのは、さらにのちのことと考えられるからである。¹¹

石和田氏は、癸未年を五〇三年とみながらも、斯麻を百済の武寧王とは解されない（後述のとおり、仁賢天皇にあたとされる）のであるが、癸未年を五〇三年、斯麻を武寧王とする立場から、「□中費直穢人今州利二人□」について、説得力のある見解を示されているのは山尾幸久氏である。山尾氏の見解は、およそ次のとおりである。¹³

① 「□中費直」の「□中」¹⁴は、『南齊書』百済伝に載る東城王の上表文にみえる「面中」「八中」「辟中」「弗中」などと同じく、百済の地名である。「辟中」は、『日本書紀』神功皇后撰政四十九年三月条にも百済の地名としてみえる。¹⁵

② 「□中費直」の「費直」は、本来百済において使用された呼称であり、一定地域の人間集団（コホリ）の長で、王に仕える地位（チカ）にあった人物を指す呼称である。『日本書紀』継体二十三年三月是月条に「加羅己富利知伽（未詳）」とみえる「己富利知伽」（コホリチカ）がそれにあたる。

③ 「穢人」は、「□中費直」の名とみられなくもないが、出自を示す語とみるべきであり、「今州利」

は、その穢出身の人物の名である。したがって、「二人」というのは、「□中費直」と「穢人今州利」の二人である。「□中費直」は名が記されていないことになるが、名を記さない人物と記す人物とを続けて書く例は、『日本書紀』欽明二年七月条の分注に引く『百濟本記』に「加不至費直・阿賢移那斯・佐魯麻都」とあるようにほかにもみえる。

④第38字は、一般には「等」と読まれているが、「二人等」という表現は不自然であり、この銘文の文章では「等二人」とならなければならない。第38字は、「尊」と読むべき文字であり、この場合の「尊」は、重臣高官を示す尊である。

第27～38字の「□中費直穢人今州利二人□」の解釈については、右の山尾氏の見解に全面的に従いたい。右の山尾説が認められるならば、いうまでもなく斯麻は、百濟の武寧王と解するのが妥当ということになる。そしてまた、百濟王が長奉を念じて使いを遣わした意柴沙加宮に在った王とは、倭王その人と考えるのが最も自然ということにもなる。

百濟王が倭王に対して従属の立場を表明するという点に疑問が持たれるかもしれないが、高句麗の南下に対抗しつつ、伽耶地域への進出をはかっていた当時の百濟にとって、倭王に従属的姿勢を示すことが得策と判断された可能性は十分考えられる。また、隅田鏡の銘文そのものは、百濟王の斯麻ではなく、斯麻に派遣された□中費直らによって作成され、□中費直らが倭王権に配慮した文章を作成したということも考えられる。

四 「□十□壬年□□王」

次に、第6～13字の「□十□壬年□□王」であるが、まず第6～10字の「□十□壬年」について、第6字は「日」と読む説と「曰」と読む説、第8字は「大」と読む説と「六」と読む説に分かれる。第8字を「六」と読む説では、第6字は「日」と読み、「日十六」で区切り、続く「壬年□□王」を、一区切りの語句として読んでいる。最初にこの銘文に本格的検討を加えた高橋健自氏は、この読みをとったが、福山敏男氏が第8字を「大」と読んでからは、一般にその読みが継承されている。

第6字は、銘文の文字そのものとしては、「日」とも「曰」とも決し難い。しかし、「癸未年八月」に続く文字であることからすれば、「日」である可能性が高いと思う。日にちをいう場合、「日十六」あるいは「日十」というのは銘文本来の表記とは考えられないが、「癸未年」の「癸」を誤って記していることからすると、日にちについても誤って「日」を先に記し、「日十六」あるいは「日十」と記したということは十分考えられる。

第8字は、文字そのものとしては「大」の左文字とみるのが妥当であろうが、「六」である可能性も否定できない。また、本来の銘文には「六」とあったものを、「大」と誤って記したということも考えられる。その場合、続く「壬年□□王」については、王である「年□□王」と読み、「年□□」をその

王の名を漢字の音で表記した部分とみるのが妥当であろう。「年」で始まる固有名というところには不自然さはあるが、第10字の「年」は、本来はほかの文字であった可能性も考えられるのである。

第8字を「大」と読めば、それは第9字と続けて「大王」という熟語になるのであるが、その場合、第6〜7字の「日（曰）十」は、大王の名を指すと解釈されることが多い。しかし、「癸未年八月」に続いて大王の名を表記する場合、日にちを示す「日」、あるいはそれと紛らわしい「曰」の字を使用し、さらに数字の「十」の字を使用して表記するというようなことがあり得るであろうか。また先に述べたとおり、銘文の主旨からして、意柴沙加宮に在る王は当時の倭王（大王）その人とみるべきであり、銘文に二人の王（大王）の名が記されていると解すること自体に疑問が持たれるのである。本来の銘文において、第8〜9字が「大王」であったならば、「日十」で区切り、続く「大王年□□王」については、先の場合と同様、大王である「年□□王」と読むべきであろう。

これまで一般的には、第10字の「年」で区切って読み、「日（曰）十大王年」を、その大王の時代という意味に解してきたが、そうであるならば、「大王世」と記されるのがふつうであろう。

またこれまでは、第11〜13字の「□□王」を一区切りの語とみて、意柴沙加宮に在った王を指す語と解してきたのであり、第11字は「男」、第12字は「弟」と読むのが一般的であった。そして「男弟」については、弟を指す普通名詞と解する説と、王の名を表記した固有名詞とみる説とに分かれるのである。後説においては、「男弟」を「ヲオト」と読むことが多いが、これは、倭の固有名は漢字の音で表記され

るといふ原則に反する読みであり、成立し難い。「男弟」を漢字の音を以て表記した語と解することもできなくはないが、第11～12字が確かに「男弟」であるならば、それは普通名詞とみる方が妥当であろう。

しかし、第11字については、「乎」あるいは「字」と読む説もあり、銘文の文字そのものが不明である。また、第12字も、「弟」とは断定できない字体であり、たとえ「弟」であつたとしても、それが本来の銘文の文字を正しく記しているとも限らないのである。第10字の「年」も、本来の銘文ではほかの文字であつた可能性があるとすれば、第10～12字を、王（あるいは大王）の名を漢字の音を借りて表記した部分と解するのが、最も蓋然性の高い解釈であろう。

一方、第10字の「年」を「与」と読み、「日十大王与男弟王」、あるいは「大王与男弟王」と読む説もある。これらの読みに従えば、意柴沙加宮に在つた王に時の大王も含まれることになり、銘文の主旨に照らしての不自然さは解消される。しかし、「日十大王与男弟王」と読む説は、「日十」を大王にかかると読むことに問題があり、「大王与男弟王」と読む説は、大王の固有名が記されていないという問題が生じることになる。また第10字は、第3字と同じ文字であり、文字そのものとしては、明らかに「年」である。しかし、第11～12字が、本来の銘文において「男弟」とあつたならば、意柴沙加宮に在つた王の名が記されていないという不自然さは残るが、第10字の「年」を「与」の誤りとみて、「大王与男弟王」と読む説は成立し得ると思う。

なお、石和田氏は第11字を「予」と読み、「予」を銘文の主人公である斯麻の一人称と解して、「予弟

王」を斯麻の弟の王とする説を示されている。¹⁹⁾ 石和田氏は、第6字を「日」、第7字の「十」については「計」の言偏が省略された文字とする説に従って、「日計大王」（ヲケ大王）と読み、それを顕宗天皇（ヲケ）にあて、斯麻は顕宗天皇の兄の仁賢天皇（シマノイラツコ・シマノワクゴ）²¹⁾にあたることされるのである。すなわち、「日十（計）大王」と「予弟王」とを同一人物（顕宗天皇）とされるのであるから、意柴沙加宮に在った王は大王ということになり、この点は銘文の主旨と整合する解釈となる。しかし、先に述べたとおり、第6〜7字を大王の固有名と解することは疑問であり、たとえ第11字が、石和田氏の説かれるとおり「予」と読めるとしても、それは「年予弟（□予□）」で王の名を漢字の音で表記した語とみるべきであろう。また、銘文に斯麻という名が登場する前に、その一人称の「予」が記されるというのは、いかにも不自然である。

それでは、意柴沙加宮に在った王（大王）とは、誰を指すのであろうか。癸未年が五〇三年であるとすれば、それは『日本書紀』の武烈五年に相当するが、この頃の『日本書紀』の紀年は信憑性が低く、武烈天皇の実在も明確ではない。また、『古事記』『日本書紀』において、オシサカ宮を王宮とした天皇は伝えられていない。

斯麻が百済の武寧王であるとするとすれば、武寧王と関係の深い『日本書紀』の天皇は継体である。²²⁾ しかし『日本書紀』によれば、継体の即位は五〇七年のこととされる。そこで、意柴沙加宮に在った王を、即位前の継体とする見方も生ずるのであるが、意柴沙加宮に在った王はその当時の倭王（大王）とみる

べきことは先に述べたとおりである。『日本書紀』に記す継体即位の年代も、信憑性は高くないが、継体が大和を本拠としていなかったことは事実と認められるのであり、²³⁾意柴沙加宮に在った王を継体とみるのも疑問であろう。

意柴沙加宮に在った王が、『古事記』『日本書紀』に伝えるどの天皇に比定されるかは、比定できない可能性も含めて保留にしたいが、それは継体の一代前の王(大王)とみるのが妥当であると思う。

五 「□白上同二百□□此竟」

次に、銘文の終わりの部分(第39〜48字)の「□白上同二百□□此竟」であるが、この部分については、高橋健自氏の「取_二白上同二百_一、作_二此竟_一」という読みが、一般的に継承されているといつてよい。第39字の「□」は、「取」と読む説と「所」と読む説に分かれるが、文字そのものは「所」の異体字とみるのが妥当であろう。その場合、「所」と読んだ上で、それを「取」の誤りとする説もある。また、第45字の「□」は、普通は「旱」と読まれており、「同(銅)二百」の単位としての「桿」の省略形と解されている。第46字の「□」は、「作」「所」「取」などと読まれており、「所」と読んだ上で「作」の誤りとする説もある。第46字は、第39字とよく似た文字になっているが、異なるところもあり、文字そのものとしてはいずれとも決し難い。

隅田鏡の銘には、第1字のように本来の銘文の文字を正しく記していない例もあることからすれば、銘文の主旨から考えて、「□白上同二百□此竟」の部分をも右の一般説のように読むことは可能であろう。ただ、山尾幸久氏や石和田秀幸氏らによる異論もあり、なお断定はできない。⁽²⁴⁾

山尾氏は、第39字は「所」のままに読むべきであるとし、続く第40字の「白」を「もうす」、第41字の「上」を「すすめる(たてまつる)」という動詞として読み、いずれも主語は斯麻であるとされる。そして、文章は「白」でいったん結ばれるとし、第46字の「□」も第39字と同じく「所」と読み、その第46字の「所」と、第47字の「此」との間に「作」を補って読まれている。すなわち、「斯麻」以降を、次のように訓読されるのである。

斯麻(シマ)、長く奉えんと念い、□中費直・穢人今州利(コムツリ)二人の尊を遣わし、白す所なり。同(□銅)二百早(□椗)を上め、此の竟(□鏡)を(作る)所なり。⁽²⁵⁾

この山尾氏の読みに対して、石和田氏は、「白」で区切って読むと何を白したのかその内容がわからず、また「白」の次に「也」などの助字がないのに「白」で区切るのは強引であるとされる。そして氏自身は、「所白」を「白す所は」と次に続けて読み、白すの主語は斯麻ではなく、「二人等」であるとし、さらに通常「早」と読まれている第45字を「畢」と読み、第46字は「取」であるとして、斯麻以降を、次のように読まれている。

斯麻長く奉(つか)へんことを念(ねが)ひ、歸中(キ)の費直と穢人今州利を遣わす。二人等の

白(まう)す所は、銅二百を上(たてまつ)ること畢(をは)り、此の鏡を取(とりも)てりとま
うす。²⁶⁾

たしかに、「白」で区切るのは不自然であるが、「白」以下の文章の主語を「二人等」とするのも不自然である。銘文の主語は、山尾氏の説かれるとおり、一貫して斯麻とみるべきであろう。したがってこの部分は、「斯麻、長く奉えんと念い、口中費直・穢人今州利二人の尊を遣わして白す所は、同二百早(桿)を上り、此の竟(鏡)を作る」というように読むのであれば、それは可能であると思う。

結局のところ、末尾十文字の読みは確定できないのであるが、少なくとも「此竟」が、斯麻が意柴沙加宮に在る王への奉事を示す(誓う)ために作られた鏡であることは間違いないであろう。そして「此竟」は、当然、隅田鏡を指すということになるのであるが、そうであるならば、隅田鏡が原鏡の画像を正しく写していない鏡であり、銘文にも誤りがあるような稚拙な出来の鏡であるということは、どのように説明されるのであろうか。

六 隅田鏡の製作

最後に、右の点について、憶測を加えておきたい。まず、隅田鏡は、倭の中央工房で製作されたとみるのが妥当のようである。²⁷⁾したがって、斯麻が百済の武寧王であるならば、斯麻は原料の銅を献上し、

その銅を使って倭の中央工房で「此鏡」を作らせたということになる。

銘文からは「此鏡」が、意柴沙加宮に在った倭王（大王）に献上するために製作されたものなのか、あるいは斯麻が倭王に長奉を念じて、「□中費直穰人今州利」の二人を遣わしたという事実（倭王と斯麻との関係）を確認し記念するために、斯麻（または斯麻が遣わした二人）の手元に残しておくものとして製作されたのか、いずれであるのかはつきりしない。前者であれば、七支刀と同様のもの、後者であれば、稻荷山鉄剣・江田船山大刀などと同様のものということができよう。

仮に前者であった場合、隅田鏡そのものを、倭王（大王）に献上された鏡とみるのは困難であろう。隅田鏡は失敗作であったか、あるいは献上した鏡を模作した鏡であり、実際に献上された鏡は別にあつたとみるべきである。その鏡は、未発見であるか、あるいはすでに失われてしまったかのいずれかであろう。そしてそれは、後者であった場合も、同様に考えられる。斯麻側が、誤った文字や左文字を含む銘文の鏡（その一面のみ）を、記念として手元に置いたとは考え難い。

なお、森下章司氏は、この時代の銘文入りの倭鏡や象嵌銘入りの刀剣は、王権に付属する工房でしか製作し得ないものであつたとし、隅田鏡の製作主体も銘文の主人公である斯麻ではなく王権であつたとされる⁽²⁸⁾。石和田氏もその説に賛同される⁽²⁹⁾のであるが、しかし、中央の鏡工房が、王権発注の仕事のみ取り扱つたとは断言できないであろう。金象嵌の稻荷山鉄剣・銀象嵌の江田船山大刀も、中央の工房で製作されたものと考えられるが、それぞれの発注者は、上番していたヲワケ・ムリテであつたとみてよい。

とくに稻荷山鉄剣の場合は、その銘文から、ヲワケがワカタケル大王のシキ宮に侍っている時に作らせたことが明らかである。⁽³⁰⁾

斯麻（あるいは斯麻が遣わした二人）が発注者となり、倭の中央工房で銘文入りの鏡が作られたと考えて問題はないのである。むしろ、当時の中央工房では、王権発注の仕事以外も受けていたということにこそ注意するべきであろう。

また、たとえ王権が発注した鏡であったとしても、隅田鏡がその鏡そのものではなく、その鏡の失敗作か、あるいは模作と考えられる点では同じである。

隅田鏡が、どのような経緯で隅田八幡宮の所蔵するところとなったかは不明であるが、本来は付近の古墳の副葬品であったとみるのがふつうである。隅田鏡を倭王（大王）に献上された鏡そのもの、あるいは斯麻側の手元に残された記念の鏡そのものと考えられるならば、それがなにより隅田八幡宮付近の古墳に副葬されたのかを説明するのは困難である。しかし、隅田鏡を右のように考えるならば、それが何らかの経緯で隅田八幡宮付近の古墳の被葬者の手に渡ったとして、さほど不思議ではあるまい。

「口中費直」を「歸中費直」と読み、それを紀直（キノアタヒ）と解される石和田氏の説に従えば、この鏡が和歌山県橋本市の隅田八幡宮に所蔵されている事情を理解しやすいようにも思われる。事実、中田興吉氏は、石和田氏の読みに従い、鏡は「歸中費直」（紀氏）の関連の地に留め置かれたと解されている。⁽³¹⁾しかし、隅田八幡宮の所在地は、紀氏（紀直氏）の本拠地（和歌山市付近）からは離れており、

必ずしも紀氏関連の地と判断することはできない。

隅田鏡が隅田八幡宮付近の古墳から出土した可能性が高いことを以て、その銘文の主人公である「斯麻」を百済の武寧王であるとする説を疑う必要はないと思うのである。

註

- (1) 『考古学雑誌』五二六、一九一四年。
- (2) 研究史については、坂元義種「文字のある考古学史料の諸問題」(上田正昭ほか編『ゼミナール日本古代史』下、光文社、一九八〇年)。中田興吉「隅田八幡宮所蔵の癸未年銘鏡について」(『大阪学院大学人文自然論叢』五三、二〇〇六年)など、参照。
- (3) 第24字と合わせた「長奉」は、稻荷山鉄剣銘の「世々」の「奉事」と通ずる表現であることも指摘できよう。
- (4) 稻荷山鉄剣・江田船山大刀の製作主体については、これをワカタケル大王とする説もあるが、それぞれの銘文の主人公がワワケ・ムリテであることに間違いはなく、具体的内容を有するその銘文入りの剣・大刀の製作主体も、ワワケ・ムリテとみるのが妥当である(拙著『日本古代国造制の研究』吉川弘文館、一九九六年、第一編第一章「五世紀後半の政治組織」。同『大王と地方豪族』山川出版社、二〇〇一年、参照)。また、隅田鏡についても、製作主体を大王(王権)とする見解があるが、これについては後述する。
- (5) 中田興吉「隅田八幡宮所蔵の癸未年銘鏡について」(前掲)。
- (6) 車崎正彦「隅田八幡宮人物画像鏡の年代」(宇治市教育委員会編『継体王朝の謎』河出書房新社、一九九五年)。
- (7) 森下章司「鏡・支配・文字」(平川南ほか編『文字と古代日本1 支配と文字』吉川弘文館、二〇〇四年)一九頁。

- (8) 森下章司「隅田八幡神社藏鏡をめぐる考古学的研究の現状」(日本史研究会古代史部会二〇〇七年三月一二日報
告要旨、『日本史研究』五五七、二〇〇九年) 七九頁。
- (9) 藏中進「カフチ」考―「河内」と「開中」(島田勇雄先生退官記念論文集刊行会編『ことばの論文集』前田書
店出版部、一九七五年)。馬淵和夫「隅田八幡宮藏古鏡の銘文について―付、「日下」と「日本」―」(『汲古』一
二、一九八七年) など。
- (10) 石和田秀幸「隅田八幡神社鏡銘文「開中」字の再検討―「耳中部」木簡出土の意義―」(『千葉史学』三六、二
〇〇〇年)。
- (11) 拙著『物部氏の研究』(雄山閣、二〇〇九年) 第一章第二節「連」のカバネの成立」参照。
- (12) 石和田秀幸「上代表記史より見た隅田八幡神社人物画像鏡銘―「男弟王」と「斯麻」は誰か―」(『同志社国文
学』五四、二〇〇一年)。
- (13) 山尾幸久『日本古代王権形成史論』(岩波書店、一九八三年)。同『古代の日朝関係』(瑞書房、一九八九年)。
- (14) 山尾氏は、「口中」の「口」について、『日本古代王権形成史論』では、疑問はあるが「開」と読んでよいとさ
れていたが、『古代の日朝関係』では、いずれの文字とも決定できないと改められている。
- (15) なお、川口勝康「隅田八幡人物画像鏡銘」(『書の日本史』第一巻、平凡社、一九七五年) は、「口中」を「辟
中」と読んでいる。銘文の第27字が「辟」と読めるか否かは別として、本来の銘文には「辟」と記されていた
可能性が高いのではないかと思う。
- (16) 山尾幸久氏は、このように解されている(『古代の日朝関係』前掲、二三八頁)。
- (17) 福山敏男「江田発掘大刀及び隅田八幡神社鏡の製作年代について―日本最古の金石文―」(『考古学雑誌』二四―
一、一九三四年)。
- (18) 水野祐「隅田八幡神社所藏鏡銘文の一解釈」(『古代』一三、一九五二年)。のち水野祐著作集2『日本古代王朝

- 史論各説』上、早稲田大学出版部、一九九二年、所収)は、「日十大王与男弟王」と読み(「日十」については固有名ではなく尊称であるとする)、井上光貞「帯紀からみた葛城氏」(『古事記大成』四(歴史考古編)平凡社、一九五六年。のち井上光貞著作集第一巻『日本古代国家の研究』岩波書店、一九八五年、所収)は、「大王与男弟王」と読んでいる。
- (19) 石和田秀幸「上代表記史より見た隅田八幡神社人物画像鏡銘―「男弟王」と「斯麻」は誰か―」(前掲)。
- (20) 沖森卓也『日本古代の表記と文体』(吉川弘文館、二〇〇〇年)。
- (21) 仁賢天皇は、『日本書紀』仁賢即位前紀に「字嶋郎」とあり、顕宗即位前紀の分注に「更名嶋稚子」とある。
- (22) 『日本書紀』(継体紀)の百済との関係記事は、『百済本記』に基づくところが多く、信憑性は高い。
- (23) 継体の即位事情についての私見は、拙著『物部氏の研究』(前掲)第一章第二節「連」のカバネの成立」、参照。
- (24) 山尾幸久『日本古代王権形成史論』(前掲)。同『古代の日朝関係』(前掲)。石和田秀幸「隅田八幡神社人物画像鏡銘釈読考―末尾十文字の新解釈―」(『文化財学報』二七、二〇〇九年)。
- (25) 山尾幸久『古代の日朝関係』(前掲)二四五頁。
- (26) 石和田秀幸「隅田八幡神社人物画像鏡銘釈読考―末尾十文字の新解釈―」(前掲)五五―五六頁。
- (27) 森下章司「鏡・支配・文字」(前掲)、参照。
- (28) 森下章司「鏡・支配・文字」(前掲)。
- (29) 石和田秀幸「隅田八幡神社人物画像鏡銘釈読考―末尾十文字の新解釈―」(前掲)。
- (30) 拙著『日本古代国造制の研究』(前掲)第一編第一章「五世紀後半の政治組織」参照。
- (31) 中田興吉「隅田八幡宮所蔵の癸未年銘鏡について」(前掲)。なお中田氏は、「費直」はカバネではなく、カバネ以前の敬称とされている。

なお、本稿は、成城大学特別研究「歴史教育と文化財の保存・活用をめぐる研究」(研究代表者、外池昇、二〇〇九年～二〇一〇年度)の研究成果の一部である。